

社団法人農林水産先端技術産業振興センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人農林水産先端技術産業振興センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 センターは、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 センターは、産官学の連携と広範な業際的交流を通じ、農林水産・食品分野におけるバイオテクノロジー等先端技術の研究開発と産業化の促進に関する事業を総合的に実施し、もって我が国農林水産業、食品産業その他これらに関連する産業の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農林水産・食品分野における先端技術の研究開発と産業化の動向及び関連する政策に関する調査研究並びにこれに基づく関係機関への提言
- (2) 農林水産・食品分野における先端技術に関する研究開発事業の企画及び実施
- (3) 農林水産・食品分野における先端技術に関する研究開発の成果に関する試験評価の受託及びあっ旋
- (4) 農林水産・食品分野における先端技術に関する普及啓もう
- (5) 農林水産・食品分野における先端技術に関する情報の交換
- (6) 農林水産・食品分野における先端技術の研究開発と産業化に関する国際交流
- (7) 農林水産・食品分野における先端技術に関する講演会及び講習会の実施
- (8) 農林水産・食品分野における先端技術に関する研修の実施
- (9) 農林水産・食品分野における先端技術に関する出版物の発行
- (10) 農林水産先端技術研究所の設置及び運営
- (11) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(規約)

第5条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、規約で定める。

第2章 会員

(会員の種類及び資格)

第6条 センターを構成する会員の種別及び会員の資格を有する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般会員 センターの目的に賛同し、その事業に積極的に参加する法人
- (2) 公共会員 センターの目的に賛同し、その運営に協力する地方公共団体その他の者で会長が適当と認める者
- (3) 個人会員 センターの目的に賛同し、その運営に協力する個人で会長が適当と認める者
- (4) 維持会員 センターの目的に賛同し、その運営に協力する法人で会長が適当と認める法人

(入会)

第7条 センターの会員となろうとする者は、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により入会申込書を提出しようとするものが団体（地方公共団体を除く。）であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款もしくは寄附行為又はこれに代わるべき規程
- (2) 代表者の氏名及び所在地を記載した書面
- (3) その他センターが必要と認めた書類

3 会長は、第1項の承認があったときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(脱退)

第8条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、センターを脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき。
- (2) 会員たる資格を喪失したとき。
- (3) 死亡又は解散したとき。
- (4) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。
- (5) 第9条の規定により除名されたとき。

2 前項第1号の申出は、会長が理事会の議決を経て別に定める脱退届書を会長に提出して行わなければならない。

(除名)

第9条 センターは、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、センターは、その総会の開催の日の10日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) センターの事業を妨げ、又はセンターの名誉をき損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第10条 会員は、入会の際に会員の種別に応じて総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、毎年度、会員の種別に応じて総会で別に定める会費を納入しなければならない。

3 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(届出)

第11条 会員は、その名称及び代表者の氏名（会員が個人の場合には、その氏名若しくは住所）若しくは所在地又は定款若しくは寄附行為若しくはこれに代わるべき規程に変更があったときには、遅滞なくセンターにその旨を届け出なければならない。

2 個人以外の会員は、あらかじめ会員の代表者としてその権利を行使する者をセンターに届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第12条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以内

(2) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。この場合、理事は、会員又は会員の代表者としてその権利を行使する者のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員又は会員の代表者としてその権利を行使する者以外の者から理事5人以内を選任することができる。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうちから会長1人、副会長5人以上7人以内、理事長1人を互選する。

5 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)

又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員職務)

第13条 会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、センターの業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたはその職務を行う。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、会長の命を受けてセンターを代表するとともに、

事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けた時はその職務を行う。

4 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第15条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第16条 センターは、役員がセンターの役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。

この場合には、センターは、その総会の開催の日の10日前までにその役員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(顧問)

第18条 センターに顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、センター運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第4章 総会

(総会の種別等)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において、出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めるとき。

(2) 会員現在数の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(3) 民法第59条第4号の規程により監事が招集したとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から20日以内に、総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の日の10日前までに、その会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第21条 総会は、会員現在数の過半数に当たる会員が出席しなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。

3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる、ただし、次条第1号から第6号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第23条に規定する場合を除き、出席者（議長を除く。）の表決権の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第22条 この定款において別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び残余財産の処分

(3) 入会金及び会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更

(4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更

(5) 事業報告及び収支計算の承認

(6) 規約の制定又は改廃

(7) その他センターの運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第23条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び残余財産の処分

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第24条 やむを得ない理由により、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の書面は総会の日の前日までにセンターに到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面をセンターに提出しなければならない。

4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席会員及び出席会員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成等)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

4 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第27条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

(1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法

(4) 諸規定の制定又は改廃に関すること。

(5) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

第28条 第19条第4項第2号、第20条第2項及び第3項、第21条（第3項ただし書きを除く。）、第24条並びに第25条の規定は、理事会について準用する。

この場合において「会員」とあるのは「理事」と、「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

第6章 評議員会

(評議員)

第29条 センターに評議員15人以上25人以内を置く。

2 評議員は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 評議員及び役員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 第14条から第17条までの規定は、評議員について準用する。

この場合において「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、会務について会長の付議する事項について審議し、意見を述べることができる。

3 評議員会は、会長が招集する。

4 評議員会の議長は、その都度評議員会において互選する。

5 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

6 第20条第3項、第21条第1項、第2項及び第4項、第24条並びに第25条の規定は、評議員会について準用する。

この場合において「会員」とあるのは「評議員」と、「総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

第7章 事務局等

(事務局及び職員)

第31条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、職員を置く。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第32条 センターの業務の執行の方法については、規約の定めるもののほか、理事会で定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第33条 センターは、事務所に、民法51条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(6) 会員の異動に関する書類

(7) その他必要な書類及び帳簿

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資産の構成)

第35条 センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 助成金等
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

2 センターの資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

3 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

4 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、その全部もしくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

5 普通財産は、第3項の基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第36条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費支弁の方法等)

第37条 センターの経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

2 第4条第10号に規定する事業については、他の事業と区分して経理しなければならない。

3 毎年度の収支計算における収支差額については、翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第38条 センターは、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金を借り入れることができる。

2 センターは、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を得て、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることがで

きる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出してその議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて暫定予算を編成し、収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、当該年度の予算が直近に開催される総会において決定したときは、これを当該年度の予算に基づくものとみなす。

(監査等)

第40条 会長は、毎年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかななければならない。

(報告)

第41条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

(1) 前年度の事業概況報告書及びその年度の事業計画書

(2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表

(3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書

(4) 前年度の末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

第9章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第42条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解散)

第43条 センターは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第148条に規定する事由により、かつ、農林水産大臣の認可を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第44条 センターが解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、センターの目的と類似の目的を有する他の公益目的を有する法人に寄付するものとする。

第10章 雑則

第45条 この定款に定めるもののほか、センターの事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、農林水産大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、第12条第2項及び第4項の規定にかかわらず、別紙1のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、設立認可のあった日から第1回の通常総会の終了の日までとする。
- 3 センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第22条第4号及び第41条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 4 センターの設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 5 センターの設立当初の評議員は、第29条第2項の規定にかかわらず、別紙2のとおりとし、その任期は、同条第4項において準用する第14条第1項の規定にかかわらず、設立認可のあった日から第1回の通常総会の終了の日までとする。

附 則（第1次改正）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成3年11月1日）から施行する。

附 則（第2次改正）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成4年6月17日）から施行する。

附 則（第3次改正）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成11年8月31日）から施行する。

附 則（第4次改正）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成15年7月7日）から施行する。

附 則（第5次改正）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成21年7月17日）から施行する。